

令和8年3月16日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

警 察 本 部 長

警察関係公益法人等監督事務処理要領の制定について（通達）

警察関係の公益法人及び移行法人に関する事務については、「警察関係公益法人に係る公益法人制度改革への対応について（例規通達）」（平成20年11月28日付け（務）第53号。以下「旧通達」という。）等に基づき行ってきたところ、この度の公益信託制度改革により、これまで主務官庁による許可・監督制によって行われていた公益信託が、令和8年4月1日以降は、公益法人制度と同様に、行政庁による認可・監督制によって行われることとなった。

そのため、警察関係の公益法人及び移行法人並びに公益信託の事務処理について、別添のとおり「警察関係公益法人等監督事務処理要領」を定め、令和8年4月1日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

別添

警察関係公益法人等監督事務処理要領

1 目的

この要領は、警察関係の公益法人及び移行法人並びに公益信託（以下「警察関係公益法人等」という。）の監督に係る業務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 公益法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第2条第3号に規定する公益法人をいう。

(2) 移行法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第123条第1項に規定する移行法人をいう。

(3) 公益信託

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「公益信託法」という。）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。

3 警察関係公益法人等に関する監督事務の根拠

警察関係公益法人等の監督事務は知事の権限で行うものであるが、委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則（昭和42年三重県規則第16号）第3条に基づき、警察本部長が補助執行及び専決することにより行うものとする。

4 監督事務の監督体制

警察関係公益法人等に関する監督事務の体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総括主管課

総括主管課は、警務部警務課とし、警察関係公益法人等の監督に関する事務を取りまとめるほか、所管課への指導・助言、知事部局との連絡調整等の事務を行うものとする。

(2) 所管課

警察関係の公益法人及び移行法人の所管課は、別表第1「警察関係の公益法人及び移行法人」に掲げる所属とする。

なお、新たな警察関係公益法人等（警察関係公益法人等になろうとするものを

含む。)の所管課は、その事業と最も関連する所掌事務を所管する所属とする。

所管課は、立入検査、報告徴収等の各種法令等に定めのある事項について監督を行うものとする。

5 公益認定等事務支援システムによる事務処理

(1) 所管課は、警察関係公益法人等から提出された申請、届出等の事項について、公益認定等事務支援システム（専用のインターネットサイトを介して公益法人等から申請、届出等がなされた事項につき、行政庁が受け付け、審査等業務を行うシステム。以下「支援システム」という。）を利用して処理するものとする。

(2) 総括主管課は、支援システムを適宜閲覧し、所管課の処理状況を把握するとともに、必要に応じて支援システムの処理に関する指導・助言を行うものとする。

6 事務決裁

認定法、整備法、公益信託法等の規定に基づく事務の決裁は、別表第2「警察関係公益法人等に係る知事の権限に属する事務の補助執行及び専決に関するもの」のとおりとする。

7 その他

総括主管課及び所管課は、事務を行う上で疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行い、適切な事務処理に努めるものとする。

別表第1

警察関係の公益法人及び移行法人

法人区分	法人名	所管課
公益法人	公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター	警務課
公益法人	公益社団法人三重県防犯協会連合会	生活安全企画課
公益法人	公益財団法人暴力追放三重県民センター	組織犯罪対策課
移行法人	一般財団法人三重県警察職員互助会	厚生課
移行法人	一般社団法人三重県自家用自動車協会	交通規制課